

## 4 保全利用協定 Q&A

?



**Q1：どんなときに保全利用協定の効果が発揮できるの？**

A：例えば次のようなケースが想定されます。



**Q2：協定締結事業者にならないと、フィールドを使えなくなる？**

A： 協定締結事業者でないからといって、そのフィールドを使用できなくなるということはありませんが、できる限りの事業者が参加してフィールドの持続的な利用に繋げることが望まれます。

**Q3：事業者と一口に言ってもいろいろ。地域内外の事業者の差別化はできるの？**

A： 「地域」という言葉は捉え方によって広くもなり、狭くもなります。“地域”外の事業者を不当に排除するようなことはできません。

**Q4：保全利用協定の「認定」は個々の事業者に与えられるもの？**

A： 保全利用協定の「認定」は沖縄県知事が保全利用協定に対して与えるもので、個々の事業者に与えられるものではありません。

**Q5：「認定」の取り消しについては全ての事業者が対象になるの？**

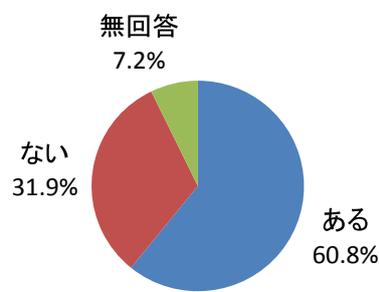
A： 認定が取り消される場合は、保全利用協定そのものの認定が取り消されるため、申請した全ての事業者が締結事業者でなくなります。

**Q6：既に地域のガイドラインや事業者間のルールがあるけど？**

A： 既に事業者間の共通のルールやガイドライン等を作成・実行しているケースもあります。その場合、保全利用協定の中で「既存の制度を遵守する」旨を謳うことによって双方を活かすことも可能です。また、既存の制度を解消して、保全利用協定として組み立てなおすということもできます。いずれにしても、内容の整合性がとれるかたちであれば、個別のケースで対応することができます。

**<事業者へのアンケート調査結果>**

**Q.使用されるフィールドにおいて「業者間のルール」はありますか？**



**Q7：複数のフィールドを使っているけど、全部の話し合いの場にでる必要はある？**

A： 使用している複数のフィールドで保全利用協定に向けた話し合いが行われた場合、基本的に全部の話し合いに参加する方が望ましいですが、それら全てに参加する必要はありません。都合がつかない場合は、該当するフィールドを使用している旨を、協定の話し合いの場に連絡しておき、委任することで、作成された協定の締結に加わり、「協定締結事業者」としてみなされることになります。

**Q8：保全利用協定を作るために、誰の協力を得ればいいのか？**

A： 保全利用協定は、同一のフィールドを使用する事業者が主体となって作成・締結するものです。しかし、土地の利用や地域との関わり等について、各方面（地元行政やエコツーリズム推進団体、周辺の地域住民等）からの意見を取り入れてください。なお、土地所有者・管理者・権利者については、その同意が必要となります。



**Q9：年に数回程度フィールドを利用する場合、締結事業者に入る必要があるの？**

A： 年に数回程度フィールドを利用する場合、締結事業者に入る必要はありませんが、締結事業者と協議の上、協定区域での保全利用協定に基づいた活動をするのが望ましいと考えます。

**Q10：協定区域の観察・記録等の地域への報告について何か規定はあるの？**

A： 協定区域の観察・記録等の地域への報告については特に規定はありません。ただし、地域と良好な信頼関係を構築するために、毎年、地域の集会等で報告を続けることが望ましいと考えられます。